

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、75歳以上のすべての人と一定の障害があると認定された65歳以上75歳未満の人（任意加入）の医療保険制度です。静岡県内のすべての市町が加入している静岡県後期高齢者医療広域連合が保険者となり、市町と協力して運営しています。後期高齢者医療被保険者証の交付は郵送となります。

対象となる人

- 75歳以上の人
- 65歳以上75歳未満で一定の障害がある人（任意加入で、加入する場合は申請して広域連合から認定を受けることが必要です）

外国人の加入

住民票が作成され、かつ3カ月を超える在留資格を有している人、あるいは在留期間が3カ月以下の人でも、厚生労働大臣が定める在留資格に応じた資料により、3カ月を超えて滞在すると認められる人は、日本人と同じ対象要件により、後期高齢者医療制度に加入することになります。

対象となる日

- 75歳の誕生日当日から
- 65歳以上75歳未満で一定の障害のある人は認定を受けた日から。ただし、認定を受けた後、75歳未満であれば撤回することも可能です

主な手続き

このようなとき		必要なもの・注意いただくこと
後期高齢者医療制度に加入するとき	他市区町村から転入してきたとき	●負担区分証明書 ●印鑑 ※町内に住所を移した日から14日以内に加入手続きをしてください。
	生活保護を受けなくなったとき	●生活保護廃止決定通知書 ●印鑑
	65歳以上75歳未満で一定の障害がある人のうち、後期高齢者医療制度で医療を受けたいとき	●健康保険証 ●障害者手帳など ●印鑑
後期高齢者医療制度を脱退するとき	他市区町村へ転出するとき	●後期高齢者医療被保険者証 ●印鑑
	死亡したとき	●後期高齢者医療被保険者証を返納してください。
	生活保護を受けることになったとき	●後期高齢者医療被保険者証 ●生活保護開始決定通知書 ●印鑑
後期高齢者医療被保険者証の再交付について	届出人が被保険者本人	●本人確認書類（運転免許証やパスポートなど公的機関発行の顔写真付きのものは1点、預金通帳や年金手帳、診察券などの場合は2点） ●印鑑 ※本人確認書類がある場合は即日交付しますが、本人確認書類がない場合は郵送交付となります。
	届出人が被保険者本人以外の人（代理人）	●後期高齢者医療被保険者本人からの委任状（同一世帯の親族や成年後見人などは不要）、手続きに来た人の本人確認書類（運転免許証やパスポートなど公的機関発行の顔写真付きのものは1点、預金通帳や年金手帳、診察券などの場合は2点） ●印鑑（被保険者のもの）

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた自宅や地域で生活できるように、必要な介護サービスや保健福祉サービスなどさまざまなサービスを紹介し、高齢者の生活を支えるところです。主任ケアマネジャーや社会福祉士、保健師など

が中心となり、専門分野を生かしつつ、互いに連携をとりながら総合的に高齢者の支援を行います。介護や福祉、虐待、権利擁護に関することなど、気軽にご相談ください。

▶片岡795-1(健康福祉センター はあとふる内) ☎ 33-2323

介護保険制度

介護保険制度とは、高齢者などの介護を社会全体で支え、利用者の希望や心身の状態にあった総合的な介護サービスを安心して受けられる制度です。

加入者対象

介護保険は、40歳以上の人を対象となります。年齢によって次の2つに区分されます。

区分	加入対象者	受給対象者
第1号被保険者	65歳以上の人	寝たきりや認知症などで介護や支援を必要とする状態になった要介護・要支援認定を受けた人
第2号被保険者	40歳以上65歳未満の人で、国民健康保険や職場の健康保険に加入している人	疾病（法律で定められた16種類の疾病）により介護や支援が必要になった要介護・要支援認定を受けた人

サービスの利用と認定手続き

介護サービスを利用するためには、要介護（要支援）の認定を受けることが必要です。認定の申請は本人や家族などが行いますが、地域包括支援センターなどでも手続きの支援をしています。介護認定には有効期間があり、その期間は3～24カ月の間で決定されます。なお、新規申請の場合の最長は12カ月となっています。引き続き介護サービスを利用する場合は更新手続きが必要です。

◎手続きの流れ…

福祉課に申請→訪問調査→介護認定審査会→認定結果通知

保険料

介護保険は、40歳以上の皆さんに納めていただく保険料を財源に運営しています。

65歳以上の人介護保険料は、町で3年間に必要な介護サービス給付費に応じて設定されます。保険料は3年ごとに見直しされます。

介護老人保健施設 詳細MAP4図 C-4

その人らしさを大切にします

医療法人 沖繩徳洲会
介護老人保健施設 **あじさい**



ご本人、ご家族のご希望をお伺いし、生活の場で「人が人として生きること」への支援を行い、日常生活の自立の実践を通じて、在宅復帰を目指した医療・看護・介護サービスを提供させていただきます。

■牧之原市細江3208-1
■TEL:0548-23-0231 ■FAX:0548-23-0235
■営業時間/8:30～20:00
■URL:http://www.roken-ajisai.com
・入所 ・短期入所(ショートステイ) ・通所リハビリ

訪問看護・デイサービス・ケアプラン 詳細MAP4図 C-4

在宅での看護・介護をトータルサポート

訪問看護ステーション榛南
デイサービス榛南
ケアプラン榛南



住みなれたご自宅での生活を、看護と介護の両面から専門的にサポート。各事業が連携しながら、介護する方、される方、それぞれに満足と笑顔にあふれた健やかな毎日をお届けします。在宅介護に関する事なら何でもお気軽にご相談ください。

■牧之原市細江3205-1
■TEL:0548-24-0113 ■FAX:0548-24-0114
■営業時間/8:30～17:30 緊急時には365日24時間対応いたします(訪問看護) ■休休日/土曜・日曜
■URL:http://www.allkango.jp
事業主：株式会社オール看護小笠

介護 詳細MAP4図 C-1

ここは生活の場所「家」です。

片岡杉の子園
住吉杉の子園



介護老人福祉サービス
特別養護老人ホーム・ショートステイ・デイサービス
認知症対応型デイ・居宅介護支援事業所

■TEL:0548-32-0201 ■FAX:0548-33-2420
■URL:http://www.s-suginoko.or.jp
●片岡杉の子園(吉田町片岡2895) TEL:(0548) 32-0201
●住吉杉の子園(吉田町住吉3239) TEL:(0548) 34-5088
●ひまわりの家(吉田町片岡2002-2) TEL:(0548) 32-5393

介護老人保健施設 詳細MAP5図 C-1

「笑顔あふれる生活を」
介護老人保健施設
コミュニティケア吉田



大井川河口、吉田公園の近くにある介護老人保健施設です。心のふれあいとやさしさで笑顔あふれる生活が送れるよう、日々サービスを提供しています。各種行事などでは、地域の皆さまのご協力をいただきながら開催をしています。当施設では、ご希望や状態に応じて、入所・短期入所・通所リハビリテーション・居宅介護支援がご利用いただけます。どうぞお気軽にご相談ください。

■吉田町川尻1700-1
■TEL:0548-34-5577 ■FAX:0548-34-5578
■受付時間/8:30～17:30
■URL:http://www.sunkohkai.or.jp/
事業主：医療法人社団 駿甲会